

史跡広島城跡第Ⅱ期整備の進め方について

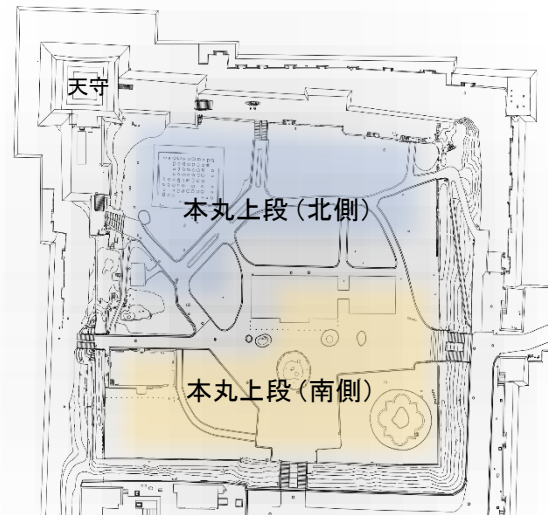
史跡広島城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の改定に当たっては、令和 8 年 3 月の第 10 回史跡広島城跡保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）で検討した取組内容に基づき、本丸上段を主な整備対象とする「第Ⅱ期整備計画」を中心と位置付けた。

今回は、この第Ⅱ期整備計画について、これまでの検討内容を踏まえ、整備の進め方を整理するとともに、整備を進める上での前提条件、各種調査の目的及び整備の具体化に向けた取組を示す。

1 第Ⅱ期整備の進め方

史跡の本質的価値及び地下遺構を確実に保存しながら整備を計画的に進めるため、整備上の位置付けに応じ、本丸上段を北側と南側の二つのエリアに区分し、それぞれに整備の進め方を示す。

なお、各整備エリアの範囲は、今後の調査等の成果及び具体的な整備内容の検討を踏まえて定める。



区分	整備上の位置付け	整備の進め方
本丸上段 (北側)	天守再整備等に関連するエリア	<u>天守台、東・南小天守台及びその周辺を中心として天守の再整備等の検討を進める。</u> - 広島城跡の構成・地形造成・石垣基礎の状況等を確認する。 - 整備に当たっての適切な遺構保護策の検討に必要な基礎的な情報を得る。
本丸上段 (南側)	園路整備等に関連するエリア	<u>史跡の保存・活用上必要となる、既設の園路・階段、照明、上水・雨水排水等の更新、再配置を目的とした整備の検討を進める。</u> - 既設埋設設備の位置、深度及び地下遺構の状況を確認する。 - 園路・バリアフリー動線、地形造成・排水、植栽及び遺構標示等に係る分野別計画を具体化するための基礎的情報を得る。

2 第Ⅱ期整備に伴う調査計画

第Ⅱ期整備の実施のために必要な調査について、調査目的及び調査手法の観点から、次の4つに整理する。(資料1-2、1-3参照)

(1) 史跡を適切に保護するための調査(緑色で表示)

既設設備の更新、再配置を検討するため、既設埋設設備の位置や状況を確認する再掘削調査及び断面確認調査を実施する。合わせて、適切な遺構保護策の検討のため、遺構面の深度や遺存状況を把握する。

- ・本丸上段既設埋設設備
- ・本丸上段東面・西面・南面

(2) 史跡の理解を深め、整備条件を確認するための調査(青色で表示)

史跡の本質的価値に直接関わる石垣構造及び築城時の地形造成の状況を把握することを目的に、調査箇所を絞ってトレンチ調査等を実施する。併せて、整備に伴う仮設物の設置条件の検討に必要な情報を把握する。

- ・天守台南東隅
- ・南小天守台南西・南東隅
- ・北面二重櫓台北東・南東隅
- ・史跡外周部北側
- ・東小天守に接続する走り櫓基礎部
- ・内堀を横断する仮設橋の橋脚・橋台候補箇所

(3) 具体的な整備実施に先行して行う調査(黄色で表示)

本丸上段の園路、地形造成、植栽及び遺構表示等の具体化に必要な範囲について、適切な遺構保護策の検討のため、近世遺構の遺存状況を把握する平面確認調査等を行う。

(4) 整備に伴う石垣の保全に関する調査(紫色で表示)

天守整備等に伴う石垣への影響を最小限にとどめるための対策の検討に必要な調査を行う。また、事前に必要な保全措置や整備中のモニタリング機器等の設置検討等も併せて実施する。

3 整備基本計画改定後の分野別計画等の検討

整備基本計画の改定により、第Ⅱ期整備に係る基本的な方向性が明確となることから、その後は、その具体化に必要となる分野別計画等、以下の事項に係る検討を行う。具体的な作業スケジュール及び検討事項については、各種調査等の進捗を踏まえて調整する。

- ・園路・バリアフリー動線に係る事項
- ・地形造成・排水に係る事項
- ・植栽に係る事項
- ・遺構標示等に係る事項
- ・既設設備(埋設設備を含む)の更新・再配置に係る事項
- ・公園設備(案内板、照明、ベンチ等)に係る事項